

平成 30 年 8 月 10 日

株 主 各 位

和歌山市本町一丁目 35 番地
株式会社紀陽銀行
代表取締役 松岡 靖之

簡易株式交換公告

当行は、平成 30 年 8 月 6 日開催の当行取締役会において、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として、株式会社紀陽カード（住所：和歌山県和歌山市本町四丁目 45 番地）及び株式会社紀陽カードディーシー（住所：和歌山県和歌山市本町四丁目 45 番地）を当行の株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議しましたので公告いたします。

この株式交換は、会社法 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の開始の日から 2 週間以内に書面によりその旨をご通知下さい。

以上